

「(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書」
に関する意見書

1 はじめに

太陽光発電設備の設置場所の1つとして静岡県伊東市鎌田字落合1298番1(サイトA)を計画しているが、意見概要書における事業者の見解は「サイトAには15枚程度のパネルを伐採、造成せずに実施します。」と示している。

しかしながら、当該設置場所は木々が生い茂る森林地帯であり、伐採せずに実施となれば、日照時間に限りがあると思われ、太陽光発電所の設置場所として適しているか疑問である。

また、このような環境のサイトA計画地まで、長距離にわたる自営線を敷設することは、第二次伊東市環境基本計画(後期計画)における「再生可能エネルギーと自然環境との調和」からふさわしくないと考える。

さらには、静岡県伊東市鎌田字落合1298番1(サイトA)も対象事業としているにもかかわらず、方法書の2.1対象事業の目的には「静岡県伊豆市における事業は、」と記載されており、本事業におけるサイトAの必要性に疑問を感じる。

このような環境保全の見地から、太陽光発電設備の設置場所として、静岡県伊東市鎌田字落合1298番1(サイトA)の必要性を再度精査することを強く要請した上で、以下のとおり意見する。

2 全般的事項

- (1) 環境の保全及び災害の発生について、地域住民が不安視していることから、事業を進めるに当たっては、地域住民の不安が払拭されるよう、積極的に情報提供を行うとともに丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。
- (2) 静岡県伊東市鎌田字落合1298番1(サイトA)を対象事業区域とし

て設定する場合には、目的、理由及び必要性を準備書へ記載した上で、当該対象事業区域における太陽光発電設備等の事業概要及び当該事業に伴う工事概要並びに環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法を準備書へ記載し、環境影響評価を実施すること。

特に、サイトAは市民の水源である松川湖や周辺河川を控え、市民の不安も多くあることを考慮し、環境影響評価を実施すること。

3 個別事項

(1) 水環境

静岡県伊東市鎌田字落合1298番1（サイトA）の施設位置は、伊東市水道水源保護条例（平成元年伊東市条例第22号）における水源保護地域に指定されているので、当該対象事業場に該当する事業場を設置する場合は、本条例等を遵守すること。

(2) 景観

巣雲山は「伊豆半島ジオパーク」の主要なジオサイトであり、当市における重要な観光資源であることから、当該眺望点から太陽光発電所施設が視認されることによって眺望景観に影響を及ぼすことが懸念されるため、当該眺望点からの太陽光発電所施設を含む景観について、静岡県環境影響評価技術指針（平成11年静岡県告示第525号）に基づく調査、予測及び評価を実施するだけではなく、伊東市景観計画（平成23年伊東市策定）に基づく太陽光発電設備の新設に係る制限を配慮した上で、景観への影響を回避又は十分に低減できるよう必要な保全措置を講じること。

(3) 人と自然の触れ合いの活動の場

巣雲山は「伊豆半島ジオパーク」の主要なジオサイトであり、当市における人と自然の触れ合いの活動の場であることから、計画段階において、工事用資機材の搬出入及び工事車両が利用する道路が決定した際には、当該車両による騒音、振動等により自然との触れ合いの活動を阻害しないよ

うに対策を講じること。

(4) 廃棄物

太陽光パネル等の撤去・廃棄については、固定価格買取制度による買取期間が終了した後の放置や不法投棄が懸念されているため、工作物の撤去又は廃棄については、確実に対応すること。

また、事業終了後におけるソーラーパネル等の処分方法や処分費用の積立方法について具体的に準備書へ記載し、事業終了後のソーラーパネル等の処分について確実に実施すること。

(5) 光害

ソーラーパネルの反射光による周辺環境への影響が懸念されることから、調査、予測及び評価を実施し、周辺環境への影響を回避又は十分に低減できるよう必要な保全措置を講じること。

(6) 地域交通

計画段階において、当市の対象事業区域からの送電線等の敷設工事や工事用資機材の搬出入及び工事車両が利用する道路が決定した際には、地域でのトラブル発生を未然に防止するため、地域住民に対し積極的に情報提供を行うとともに丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

なお、当市の対象事業区域からの送電線等の敷設工事、工事用資機材の搬出入及び工事車両が利用する道路においては、必ず交通安全対策を講じること。